

地方独立行政法人法の一部改正について（報告事項）

1. 地方独立行政法人法改正の概要

P D C A サイクルが機能する目標・評価の仕組みの構築、法人の内外からの業務運営を改善する仕組みの導入という 2 つの観点から地方自治法等の一部を改正する法律（平成 29 年法律第 54 号平成 29 年 6 月 9 日公布平成 30 年 4 月 1 日施行（一部平成 32 年 4 月 1 日施行））において、下記の通り地方独立行政法人法が一部改正された。

2. 主な改正内容

- ① 業務実績の評価主体が評価委員会から設立団体の長（市長）へ変更
- ② 中期目標の具体化及び業務評価の実施時期等の見直し
- ③ 内部統制体制の明確化
- ④ 監事・会計監査人の権限・役割等の明確化
- ⑤ 役員等の任期
- ⑥ 役員の職務忠実義務・損害賠償責任の明確化（平成 32 年 4 月 1 日施行）
- ⑦ 法人の役職員の再就職等規制
- ⑧ 設立団体の長による著しく不適切な法人運営等についての是正措置

3. 法改正後の評価委員会の位置付けについて

今回の法改正により、評価主体が評価委員会から市長へ変更（上記①）されたが、「評価の厳格性及び客観性の確保」のため、市長が評価を行う際には、引き続き、専門的知見から評価委員会の意見聴取を求めるものとしている。

また、その他議会の議決を要するような特に重要な項目については、引き続き評価委員会の意見を聴く仕組みとしている。

4. 法律改正に伴う関連条例等の改正

この度の法改正を受け、神戸市会において「地方独立行政法人神戸市民病院機構評価委員会条例」の改正を行い、市長が評価する際の意見等、評価委員会の所掌事務を定めた。

また、「地方独立行政法人神戸市民病院機構の業務運営等に関する規則」、「地方独立行政法人神戸市民病院機構業務方法書」へ業務実績評価、内部統制体制、役職員の再就職等の規制に関すること等を規定した。

なお、役員等の任期や職務忠実義務・損害賠償責任については、平成 32 年 4 月 1 日施行予定となっている。